

新型コロナウィルス感染症の拡大防止に向けた対応について

当企業団では、令和2年2月18日に危機管理対策会議を開催し、今般の新型コロナウィルス感染症への対応として、安心・安全な水道用水の安定供給に支障が生じないよう、職員への手指の消毒、マスク着用の徹底のほか、各種の対応方針を決定したところであります。

令和2年2月27日には、県内における感染拡大がみられることから、新型コロナウィルス感染症対策本部を設置し、拡大防止対策を強化することといたしました。

県民・市民の皆さま及び当企業団来訪者の方々にはご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をいただきますよう、お願ひいたします。

<当面の対応>

令和2年3月31日までの期間について、以下のとおり対応します。

1 淨水場等の見学者の受け入れの取り止め

- ・当面の間、浄水場等の見学対応を取り止めといたします。
- ・再開につきましては、収束状況を踏まえ、3月末頃に再開の可否を判断します。なお、4月以降の申し込みについては、仮予約として受け付けをいたします。

2 来訪者管理の徹底

- ・新型コロナウィルス感染者が発覚した場合の感染ルートを把握するため、受付簿に来訪者全員の氏名、連絡先の記載をお願いします。

3 挨拶、勧誘（保険等）等を目的とした来訪者への自肃要請

- ・原則、アポイントメントのある打合せ等による来訪者以外は、受付にて警備員が入庁をお断りさせていただきます。

4 契約業者との打合せ等の際ににおける電話・メール等の活用

- ・企業団と契約している業者との打合せ等の際には、できる限り会議等によらず、電話・メール又は郵送等を活用した対応とさせていただきます。

以上

令和2年2月28日

新型コロナウィルス感染症対策本部
本部長 黒川 雅夫